

平成二十一年五月二十九日受領
答弁第四二〇号

内閣衆質一七一第四二〇号

平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省の労働組合員が無届けで非営利団体の役員を兼務していた件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省の労働組合員が無届けで非営利団体の役員を兼務していた件に
関する質問に対する答弁書

一から六までについて

農林水産省においては、御指摘の報道を受け、同省職員が非営利団体の役員等を兼ねる際の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）等に定める職員の兼業に係る手続の履行状況等の事実関係を確認するため、現在、兼業先と想定される労働金庫等の機関の協力を求めつつ、調査を行っているところである。調査の結果、法令違反等の事実が明らかとなった場合には、厳正に対処することとしている。

なお、これまでも、同省においては、兼業に係る規制について、同省職員に対し周知してきたところである。